

中国の「集団領導制」の制度分析 -- 権威主義体制 ，制度，時間

著者	林 載桓
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	58
号	3
ページ	2-21
発行年	2017-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00049469

中国の「集団領導制」の制度分析

——権威主義体制，制度，時間——

イム ジェ ファン
林 載 桓

《要 約》

本稿の目的は、改革開放以降の中国共産党における集団指導体制（集団領導制）の制度的展開を、権威主義体制と制度変化に関する近年の理論的知見を用いて分析し、その現状についてよりの確な理解と評価を与えることを目的とする。本稿はさらに、中国の集団領導制の考察を通じて、権威主義体制において集団支配を成り立たせる制度的条件に関する従来の議論に新たな知見を提示することを、もうひとつの目的とする。中国の集団領導制は、過去 40 年間、個人独裁の防止に向けた政治的意志と持続的な幹部制度改革の成果等に支えられ、制度化のレベルを確実に上げてきており、総体としてみれば現在も安定的に機能している。こうした中国の経験は、非民主主義国家における政治秩序のあり方、および制度の役割を考える上で示唆を与えるものである。

はじめに

- I 分析の視座
- II 集団領導制の制度展開
- III 議論——権威主義体制，制度，時間——
おわりに

はじめに

習近平執権後の中国政治の「異変」に注目が集まっている。具体的には、政権基盤が非常に早い段階で確立したこと、複数の機構が新設され、その指導権が習に集中していること、さらに、反腐敗キャンペーンにみられる、従来の慣行によらない果敢な政策展開など、前政権との

相違が目立っているためである。多くの観察者は、こうした中国政治の「異変」を、習近平への急速な権力集中の結果とみなし、「皇帝の誕生」や「毛沢東の再臨」などの言葉で形容している^(注1)。それらの言説によれば、現に我々が目にしているのは、中国政治の個人独裁への回帰に他ならない。本当だろうか。

習近平時代の中国政治をどうみるかという問題は、実は、中国共産党における集団指導体制の現状をどう評価するかという問題と密接に関連している。なぜならば、習近平を皇帝や毛沢東に喩える最近の言説が妥当だとすれば、それは、ここ 30 数年の間、中国共産党が一貫して

標榜してきた集団指導体制に何らかの問題が生じ、現に機能不全に陥っていることを意味するからである。では、そもそも中国共産党の集団指導体制は、当初どのような意図や構造を有して形成され、それは時間の経過とともにどのように変化し、現在どのような状態にあるのだろうか。

本稿の第1の課題は、制度論の理論的知見にもとづき、中国共産党における集団指導体制の形成と変容のプロセスを再検討し、習近平体制、ひいては中国のエリート政治の現状を的確に理解、評価することである。先に結論を述べれば、現在の習近平体制は、集団指導体制——正確には「集団領導制」——の破綻ではなく、その定着と進化を示しており、その背後には、改革開放以降の中国政治、とくにそのエリート政治の制度化の影響が色濃く反映されている、ということである。

さらに本稿は、中国の集団指導体制の検討を通して、そもそも権威主義体制（authoritarian regimes）において集団支配を成り立たせる制度的条件とは何かについて改めて考えることを、もうひとつの課題とする。現代中国政治の分析が非民主主義諸国の政治制度の理解を深める上でいかに貢献できるか、そのひとつの道筋を示すことがここでの狙いである。

以下、第I節では、本稿の分析視座を提示し、第II節で展開する中国の集団指導体制の制度分析の具体的な焦点を抽出する。そして第III節では、こうした中国の歴史的経験がもつ理論的含意について議論し、結論に進む。

I 分析の視座

1. 理論と命題——権威主義体制と集団支配——

習近平政権への最近の関心の高まりは、習近平個人の独特な出自や性格、または政治スタイルにのみ由来するものではない。その背後には、中国政治に内在する「個人独裁」への志向、つまり権力の個人化に対する根強い懸念が存在している。現代中国政治に限っていえば、その典型はもちろん毛沢東時代にある。だが、のちに述べるように、同様の傾向は鄧小平時代にも観察することができ、そうした政治の「変質」を防ぐための様々な方策が自覚的に施されてきたというのが正確な理解であろう。

もっとも、こうした個人独裁への傾向は、何も中国政治に特殊な現象ではない。権力の個人化は、中国のような一党支配体制はもちろん、チリのピノチェト政権のような軍事政権においても頻繁に起こってきた。そこで、最近の比較政治学の知見では、こうした個人独裁は、従来考えられてきたように権威主義体制のひとつのサブタイプでなく^(註2)、程度の差こそあれ、権威主義政治に共通して存在するダイナミズムと捉える傾向が強まっている^(註3)。

では、なぜ、権威主義体制は個人独裁に転じやすいのか。旧ソ連共産党政権の崩壊を新制度論の視座から分析したP・ローダーは、権威主義政治における「集団支配」（collective rule）の脆弱性を、関連制度における2つの曖昧さに見出している。それはひとつに、中央政治局や軍事評議会のような集団指導部と、内閣や議会のような他の意思決定機構の関係の曖昧さであ

る。言い換えれば、体制内における意思決定権力の所在をめぐる曖昧さである。もうひとつは、集団指導部の議長とその他のメンバー間の関係の曖昧さである。つまり、集団指導部内における意思決定権限の所在またはあり方をめぐる曖昧さである。

ローダーによれば、このような制度的曖昧性により、権威主義政治には、個人支配と集団支配が交互して登場する一種のサイクルが現れる。つまり、権力継承やクーデターの後に、新たな指導者は、政権の正統性を確保し、対抗勢力の形成を防ぐため、集団支配に依存する傾向がある。しかし、上記の制度的曖昧さに乗じ、その指導者は、意思決定のプロセスから他のメンバーを排除したり、または自分の息のかかった別の機構に意思決定を委ねたりして権力の個人化をはかり、結果として集団支配が形骸化して個人独裁に転じることが起こるのである [Roeder 1993, 30-31]。

類似した観点から、集団支配の崩壊を権威主義政治に内在するコミットメント問題の帰結として捉えるのが M・スヴォリックである。彼によれば、独裁者は集団支配へのコミットメントを信頼に足る形で他の成員に伝えることができない。それゆえ、仮にルール違反の直接の意図がないとしても、独裁者の変心に対する疑心暗鬼がエリート政治を不安定化させ、集団支配の安定した運用を困難にする、という論理である。つまり問題の根源は、独裁者に対する不安を軽減し、コミットメント問題を緩和しうるエリート内の相互作用のルールまたは監視メカニズムの不備にあり、ローダーと基本的に同様の問題認識を示している [Svolik 2012, Ch.4]。

すると、もしそうした制度的曖昧さや不備を

解消ないし是正することができれば、個人独裁への移行を抑えることができることになる。すなわち、例えば集団指導部とその他の意思決定機関との関係、ならびに、集団指導部の議長とその他のメンバーとの関係を規定するルールが設定され、かつ広く認知されていれば、それだけ集団支配の基盤は硬くなり、個人独裁への回帰は難しくなるのである。

ただし、注意しなければならないのは、ルールの設定と共有のみでは、集団支配の「継続」を保証できないことである。当たり前のことだが、ルールは守られてこそ有効なものであり、それにはルールの「実効化」装置、すなわちルールを遵守させるインセンティブ・メカニズムの存在が必要である。この点、ローダーやスヴォリックは必ずしも明示的に論じていないが、ルールを明確化することとそれを守らせることは、関連してはいるものの、完全に一致する営みではない^(注4)。

では、ルールの遵守を動機づける誘引（構造）はいかに生成されるだろうか。市場においては、自発的な交渉 (bargaining) (と再交渉) を通じ、諸アクターの利益を実現する協力のメカニズムを作り出すことができる。だが、T・モーが指摘するように、政治の領域では、交渉にかかる取引費用が市場のそれより格段に高く、交渉相手の特定さえ容易でない場合が多い [Moe 2006, 39]。政治の世界で通用するのはむしろ強制 (coercion) であり、制裁のメカニズムである [Magaloni and Kricheli 2010, 136]。しかし、こと集団支配については、強制の対象は独裁者であり、独立した第三者による制裁の実施は考えにくい。そこで、選択肢としてあり得るのは、エリート内部の牽制、すなわち支配連合による

集団制裁の可能性である [Lazarev 2005; Magaloni 2008]。スヴォリックが、集団支配存続の条件として、独裁者に対するモニターリングとともに、エリート同士の定期的かつ実質的な相互作用を保証する（制裁のための集団行動のコストを引き下げる）制度の備えを強調したのはこうした理由による [Svolik 2012, 72-75]。

以上をまとめれば、集団支配の持続は、制度の曖昧さの低減とともに、それを遵守する誘引の創出によってはじめて可能になる。そこで、集団支配の制度基盤に関する下記のような命題が導き出される。

命題：体制内における集団指導部の権威、およびその内部における権力分有を規定するルールが明確に成立しており、かつ、ルールの遵守を動機づける誘引（構造）が作用していれば、集団支配は持続する。

もちろん、これは安定して機能する集団支配体制のひとつの理念型であり、また特定の時点でのいわば断面図に過ぎない。しかし現実には、曖昧さの解消であれ、誘引の生成であれ、これらの条件が整うためには、エリート（たち）の政治的意志とともに、一定の「時間」が必要となる。こうして、制度分析の視座に時間——より正確には時間性（temporality）——の側面を取り込むということは、制度の形成と持続に作用した異なるメカニズムの存在を想定しなければならないことを意味する。そして、近年の歴史的制度論の知見はそのための有効なツールを提供してくれる [Pierson 2004]。

本稿の分析対象に関連付けていえば、まず制度の起源に関する決定的分岐点（critical

uncture）の視点は、集団支配の制度形成におけるタイミングや文脈要因の重要性を、制度の持続における経路依存の考え方は、集団支配の制度展開に作用した正のフィードバックの可能性を、そして内生的制度変化のメカニズムは、集団支配の安定とともに、その変質や崩壊の可能性を、それぞれ示唆しているのである [Capocchia and Kelemen 2007; Page 2006; Mahoney and Thelen 2010]。

したがって、改めていえば、本稿の理論的課題は、改革開放期における中国のエリート政治の歴史的展開を主たる材料として、集団支配の制度化に関する上記の命題を検証し、時間性を考慮に入れたそのさらなる精緻化を試みることである。そこで次項では、集団支配の制度基盤に関する理論的考察に依拠し、現代中国政治において集団支配を体現する具体的な制度内容を確認し、歴史的展開の分析に進みたい。

2. 制度の特定と解体——「集団領導制」と4つの構成要素——

現代中国において集団支配に相応する政治制度を特定することは難しくない。というのも、ソ連共産党の経験に習い、中華人民共和国成立後の中国共産党において、集団支配はひとつの組織原理として、実質はともあれ、その遵守が一貫して求められてきたからである。そうした、中国における集団支配を体現する制度が「集団領導制」^(注5)である。

上記の理論的視点に準じていえば、中国の集団領導制を支えている制度要素として次の3つのルールを特定することができる。第1に、集団指導を体現する中核的機構としての政治局常務委員会に関するルールである（常務委員会制

度)。第2に、集団指導部、すなわち常務委員会における集団意思決定のルールである（集団的意思決定制度、以下集団決定制度）。そして第3に、常務委員会における成員間の職務分担を規定するルールである（個人分業責任制度）。あえていえば、常務委員会制度は体制内における集団指導部の所在を、集団決定制度と個人分業責任制度は成員間の関係をそれぞれ規定しているルールと区分することができる。

このように、集団領導制は、単一の原則というより、関連した複数のルールの「束」(bundle)として捉えるのが妥当である。すると、重要になるのは各制度要素間の関係であり、実際、各要素は他の要素との緊密な相互作用のもとで機能する。それは例えば、最高意思決定機構としての常務委員会の権威が、各構成員が分担して担当する各組織機構の権限（個人分業責任制度）と、成員たちの集団的決定のプロセス（集団決定制度）により強化されるといった具合である。従来の研究は明示的でないものの、こうした「制度的補完性」を理解することは、集団領導制の制度的発展を説明し、その現状を評価する上で決定的に重要である^(注6)。

ところが、中国の場合、これらの制度要素に加え、もうひとつの要素が集団領導制を支えている。任期と年齢制限に関する一連のルールを中核とする、集団的権力継承制度（以下、集団継承制度）がそれである。改革開放期の中国において発展してきた集団領導制の最大の特色はここにあり、それが他の要素と補完し合いつつ、全体として集団領導制の動きを形作っている。詳細は後述するが、前項の議論に関連付けていえば、集団継承制度は、時間の経過とともに、集団領導制の実効化メカニズムとしての機能を

果たすようになったということができる。

改めて整理すれば、中国の集団領導制は次の4つの制度的要素から成り立っている。

- ・ 政治局常務委員会制度
- ・ 集団的意思決定制度
- ・ 個人分業責任制度
- ・ 集団的権力継承制度

こうして集団領導制を分解し、その構成要素を具体化することによって、中国における集団指導体制の現状に、より厳密かつ妥当な評価を与えることができると考えられる。次節では、改革開放から現在にいたるまで、それぞれの制度がいかに成立し、かつ変化してきたかを、いくつかの時期に分けて考察してみる。繰り返しになるが、その際に重要なのは、これらの制度がどのような相互関係をもちつつ変化してきたかということである。

II 集団領導制の制度展開

本節では、現代中国における集団領導制の歴史的展開を叙述する。前節で述べたように、焦点となるのは、集団領導制を構成する4つのルールがどのように形成され、またどのように持続、定着し、さらには結果としてどのように「束」としての自己持続メカニズムを有するようになったかという点である。当然のことながら、これらのプロセスは単線的な軌跡をたどりつつ進んできたわけではない。だが同時に、それが全く無軌道な発展を遂げてきたわけでもない。ここでは、歴史的制度論の知見を援用しつつ、制度発展に作用した要因を明らかにしなが

ら、そのプロセスをなるべく体系的に論じてみたい。

1. 制度の形成（1980～85年）——決定的分岐——

制度形成の起点から話を始めよう。現代中国政治が画期的性質を有する数々の出来事に満ちていることは指摘するまでもないが、中でもその画期性に注目する広範な言説が存在するのは1978年12月の第11期3中全会である。そうした言説の流布と定着に潜められた政治的意図を看過できないもの^(注7)、本稿で取り上げる集団領導制に関しては、やはり1970年代末期をひとつの転換点とする中国政治の新展開に注目せざるをえない。具体的には、毛沢東の死去により構造的制約が弛緩する中、鄧小平を中心とする改革の連合勢力が政権の主導権を掌握し、まずは文化大革命の残滓を処理しつつ、崩壊または形骸化した組織と制度の再建を図っていた1980年代初期から半ばまでの時期を、集団領導制の制度的発展の決定的分岐点と位置付けることができる^(注8)。

その意味を、前節で抽出した集団領導制の構成要素を軸に明確にしてみよう。まず、集団支配の中核機構としての常務委員会の再建を指摘できる。文革期の機能停止を経て常務委員会が再建されたのは1977年の第11期党大会の後である。当大会の前に1人に減らされていた成員が5人（軍委主席と國務院総理は兼職）に増え、また成員らの職務分担の内容でも、核心的権力機構としての体裁が回復された（表1）。なお、1980年の第11期5中全会では、「党の政治生活に関する若干の原則について」の通達により、各級党委員会における集団意思決定の原則が再

確認された^(注9)。

他方、集団継承制度に関連しては、この時期に行われた政策措置で以降の制度展開に大きく影響したのが、幹部制度の変革である。中でも特記すべきは、幹部終身制の廃止と退職制度の導入であり、合わせて1982年の憲法に国家部門の幹部に対する任期制限が明記されたのは周知の通りである〔Manion 1993, Ch.1; Baum 1997, 23-26〕。古参幹部への新たな政策と連動し、幹部の若年化と専門化をおもな狙いとする新方針（「四化」政策：革命化、若年化、知識化、専門化）が打ち出され、幹部予備軍の体系的な養成が始まったのも見逃せない〔Tsai and Kou 2015, 4-5〕。

では、こうした制度形成のプロセスは、どれほど「偶然」であり、また、どれほどの「分岐性」を有していただろうか。鄧小平による一連のイニシアティブは、政治改革の基本文件として今なお頻繁に参照される「党と国家領導制度の改革」（1980年8月）に確認される通り、個人への過度な権力集中を防ぐことを重要な目的としていた〔鄧 1993, 328-329〕。背後で共有されていたのは、文化大革命の発動をもたらした「個人専断」への反省であり、この意味で、文化大革命否定の公式化作業とともに集団支配を唱える政策方針が発出されたことは偶然ではない^(注10)。重要なのは、こうした文化大革命否定へのコミットメントが、この時期の政策方針に、文化大革命とそれがもたらした混乱との決別という規範的正当性を賦与したことであり、ここに分岐性のひとつの源泉を見出すことができよう。

とはいえ、この時点でそれぞれの制度がただちに集団領導制の確立に向けた正の働きを始め、その意味で経路依存性を発生させていたわけで

表1 歴代中央政治局常務委員会における職務分業（1977～2012年）

	人数	中顧委主任	軍委主席	軍委副主席	総書記	国家主席	国家副主席	国務院総理	国務院副総理	人大委員長	政協主席	組織工作	宣伝工作	紀律検査工作	政法工作
1977年11期1中全会	5		○	○				○	○	○	○				
1978年11期3中全会	6		○	○				○	○	○	○			○	
1980年11期5中全会	7		○	○	○			○	○	○	○			○	
1981年11期6中全会	7		○	○	○			○	○	○	○				
1982年12期1中全会	6	○	○	○	○	○		○						○	
1985年12期4中全会	5	○	○		○	○		○						○	
1987年政治局拡大会議	5				○	○		○						○	
1987年13期1中全会	5			○	○			○	○				○	○	○
1989年13期4中全会	6				○			○	○			○	○	○	○
1992年14期1中全会	7		○	○	○	○		○	○	○	○	○			
1997年15期1中全会	7		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
2002年16期1中全会	9			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2004年16期4中全会	9		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2007年17期1中全会	9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2012年18期1中全会	7		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	

（出所）胡 [2013] を参考に筆者作成。

はない。何より、回復された制度の内容、または制度間の関係が依然として曖昧なままであり、制度的補完性が発揮され曖昧さが軽減されるには、時間とさらなる政治的意志が必要であった。そうした曖昧さがもっとも顕著に現れ、集団領導制の存続そのものを脅かす結果をもたらしたのが、集団指導部の所在、すなわち常務委員会の地位と権限をめぐる曖昧さであった [Miller 2008, 72-73]。

2. 制度発展の蹉跌（1986～92年）——個人独裁への揺り戻し——

次に、1980年代半ばから1990年代初頭までの時期である。この時期は、集団領導制を構成するルールの強化や定着はみられず、全体とし

てはむしろ個人独裁への回帰を示唆するような動きが表れた時期である。いうなれば、ローダーとスヴォリックが指摘した、権威主義体制の制度的脆弱性が前面に露呈された時期として特徴づけられよう。

そうした脆弱性の主たる根源となったのが、最終意思決定権の所在、とくには復活した中央書記処と常務委員会の関係の曖昧さであった。1982年の党規約は、政治局とその常務委員会に加え、書記処を中央委員会の選出機構と定め、胡鞍鋼の表現を借りれば、「権力の二元構造」を創り出している [胡 2013, 39]^(注11)。こうした制度配置の表向きの名分は、ひとつは党委員会ひいては党書記への権力集中の防止、もうひとつは近代化事業の指揮を取る「第一線」指導部

の設置であった〔鄧 1993, 329〕。もっとも、書記処設置の真の背景と推定されるのは、改革の範囲とペースをめぐる指導部内の確執であり、その中で自らの選好に沿った近代化路線の確立を狙った鄧小平の思惑である〔Harding 1987, 271-274; Vogel 2011, 368-372〕。

1986年、総書記として書記処を率いていた胡耀邦の失脚は、こうした鄧小平の試みが一旦は失敗したことを示す出来事であった。しかし他方で、それは集団支配の不安定をもたらすより根源的問題を露わにした出来事でもあった。権力継承の問題がそれである。つまり、制度化された権力継承メカニズムの欠如は、集団支配の文脈でいえば、独裁者のコミットメント問題を一層深刻にする要因となる。独裁者による後継者の指名や抜擢が集団支配を弱めようとするシグナルと受け止められやすいからである。この意味で、次第に先鋭化していく胡耀邦と元老たちの衝突は、政策選好の相違を超えた制度的根源をもっており、それを考えれば、常務委員会の中心性が相対化され、やがて開催されなくなるのはむしろ自然な成り行きだったかもしれない〔寇 2013, 172-175〕^(註12)。

こうして常務委員会の地位に揺らぎが生じると、内部の分業制度も形骸化していった。表1に示されるように、1987年の第13期1中全会において選出された5人の常務委員の担当機構は、総書記、國務院、中央規律検査委員会、中央政法委員会のみになり、中央軍事委員会と中央顧問委員会は常務委員の担当機構でなくなっている。両委員会の主席を常務委員から選出するという1982年の党規約の条項（第11、12条）は、1987年の修正規約では姿を消していた〔夏 2016, 262; 中共中央組織部研究室 1993〕。

さらに、こうした常務委員会の弱体化は、公式には諮問機関に過ぎない顧問委員会（1982年設置）による院政を表面化させた。いわゆる「八大元老」の全盛期はこの時期であり、合わせて権力の個人化の傾向が濃厚になっていった。具体的には、1987年の政治局拡大会議における非公式合意、そして1989年の趙紫陽の発言に示された鄧小平個人への権力集中は、集団領導制の発展に生じた蹉跌を物語っていた〔毛里 1993, 84-87; Baum 1997, 342-343〕。

もっとも、この時期のエリート政治の変質に、天安門事件で頂点に達した国家と社会の対立が影響していたことは明らかである。体制の存続を脅かす「非常事態」の発生は、既存の制度を停止させ、権力の集中を正当化する強力な名分を提供するからである。しかし上述したように、この時期に生じた集団支配の停滞は、もとより集団指導部の所在をめぐる制度的曖昧さに根源をもったものであり、社会からの圧力はエリート内部の対立を表面化ないし加速化した副次的な要因である点に注意が必要である。

3. 制度の持続と強化（1992～2002年）

——経路依存性の生成——

集団領導制の制度展開の次の段階は、江沢民の執政期とおおむね重なる。この時期は、端的にいえば、崩壊に乗りかかっていた集団領導制が回復され、さらには、その制度基盤が強化されはじめた時期として評価することができる。具体的には、集団領導制を構成する各制度の内容と実質における曖昧さが軽減され、かつ制度間の相互補完性により行動への影響に対する期待がさらに強化されていったという意味で、集団領導制の制度発展に正のフィードバック、す

なわち経路依存性の作用が観察できる時期である。

制度展開の主要な様相を概観してみよう。第1に取り上げるべきは、常務委員会の地位と権限の回復、およびその強化である。まず、曖昧となっていた書記処との関係は、1987年の党規約修正案に、書記処は常務委員会の指名でその成員を決めること、また、その役割は政治局とその常務委員会の事務機構とすることが明記され、1992年の党規約はそれを踏襲した。なお、1992年の党規約に、1980年代半ば以降、実質的な政策審議の場となっていた顧問委員会が廃止されていたことも、常務委員会の制度的地位を一層明確にした。

第2に、内部の分業体制については、1992年の第14期1中全会で誕生した常務委員会の職務分布が1982年の「原型」を取り戻していることは明らかである（表1）。同時に注目すべきは、総書記の職務権限の強化である。総書記が軍事委員会主席と国家主席を兼任する「三位一体制」がこの時はじめて成立した。加えて、全国人民代表大会と全国政治協商会議を常務委員会に組み込む、1982年以前の慣行も復活しており、これは一方で党政分離を主とする政治改革の後退を意味する反面、常務委員会の制度的権威を高める効果をもたらしたといえる。

第3に、意思決定のルールに関しては、多数に対する少数の服従という従来の原則の下、重要問題の決定に「表決」を行うことが新たに明記された（1992年党規約）。この点は、1994年9月の第14期4中全会で提出した「党建設の強化に関するいくつかの重要問題に関する中共中央の決定」により具体化され、一方で集団討論と決定の対象になる「凡その重要問題」の内

容が明らかになるとともに、他方で、その実施の大枠の手順が定まるようになった（予備検討→調整→討議→多数決原則の表決）〔中共中央組織部研究室1999, 140-141〕^(注13)。

なお当該文件は、党委員会内部の成員間の関係、とりわけ書記の地位と役割について、「書記と委員の関係は平等」であることを前提に、「書記は集団領導の主要な責任をとり、民主集中制の実施における基準」であることを記した。こうした集団決定のルールの明確化は、上述した1980年の「党の政治生活に関する若干の原則について」の通達以来のことであり、既定の原則を踏襲しつつも、その行動的含意をより一層具体化した点が評価できる。また、それ以降の分業制度の安定は、意思決定の集団性に影響し、2002年の党規約は、「集団討論と決定」の原則に、「集団領導、民主集中、個別吟味、会議決定」という条件を新たに追加している。

最後に、権力継承のルールである。この点で注目すべき事象は、何より、省・部レベル以下ではすでに定着の様相を示していた党幹部の年齢制限が常務委員会にも実施されるようになったことである。こうした、権威主義体制の文脈では極めて異例な制度展開の背景については種々の議論が存在する。一般的には、エリート内部の権力競合に端を発し、1997年の党大会に際して、「すべての高級幹部（常務委員と國務院正副総理を含む）は満70歳以降の場合に次の任期を求めない」ことを明記した内部規定が政治局に提出されたことを制度形成の起点としている〔寇2013, 188-190; 楊2003, 40; Nathan2003, 8〕。しかし、後述のように、定年制の導入は、本稿の視点からすれば、制度の「形成」というより、行動への期待の拡大という意味で制度の

強化とみなすのがより適切である。

それでは、江沢民執政期における集団領導制の持続と強化をいかに説明すればよいだろうか。先行研究はあまり疑問視していないが、1980年代後半のエリート政治の混乱を考えれば、そもそもこれほど迅速に集団領導制のルールが回復されたこと自体、説明を要する問題である。解答の鍵となるのは、1989年、現役引退を断行した鄧小平の意図である。様々な原因が考えられるが、1980年代からの連続性でみれば、改革開放路線維持の政策選好と、その政治的要件として指導部における世代交代の必要性の認識があったと考えられる〔王 2008, 55-56〕^(注14)。

すると、次の問題は、1980年代に一旦失敗した権力継承の試みが今回はなぜ、集団領導制の停滞を招かぬ形で成功したのか、ということである。まず考えられるのは、上記したルールの明確化と、それを支えた鄧小平のコミットメントの強化である。例えば鄧小平は、1989年、曖昧な立場を取り続けていた常務委員会の役割について、「ひとつの良き政治局、とくにひとつの良き常務委員会があり、団結して仕事をしてこそ模範となり、いかなる混乱にも耐えることができる」と述べ、常務委員会の中心性を明確に述べている〔鄧 1993, 310-311; 楊・袁 1991〕。もちろん、そうした言明に信頼性を付与したのは、鄧小平自らの現役引退による「権力の二元構造」の解消であったことはいうまでもない。

加えて、こうして再び回復された集団領導制の定着を促した構造要因として、元老たちの死去と政治からの退場という側面が作用していたことが指摘できよう。また、それと連動して、江沢民を中心とする新たな指導グループ(梯隊)の誘引構造に生じた変化も集団領導制の定着に

重要な影響を及ぼした。すなわち、革命戦争参加の経歴をもたない最初の指導グループによる統治の実践は、新たな正統性原理の採用を通じた権力基盤の強化を動機付け、それは制度による支配を強調することを通じて、集団領導制の定着と強化にフィードバックしたといえることができる^(注15)。

こうしてみると、上に述べた常務委員会への定年制の提起とその実現は、特定の政治的状況(例えば、江沢民と喬石の権力闘争)の産物というよりは〔Huang 2008, 86-87〕、1980年代初めより進んできた後継幹部養成の制度化を含む、集団領導制の制度的進化の帰結として捉えることが可能である。その例証は、江沢民から胡錦濤への政権交替のプロセスそのものである。つまりその特質なり問題は、なぜ江沢民は、2002年に「予測通り」党総書記職を胡錦濤に譲りながら、軍事委員会主席には2004年まで居座っていたのか、ということである。様々な説明があり得るが、それを公式の任期制限(1982年憲法)の反映とみるのは短絡的すぎる〔Svolik 2012, Ch.5; Miller 2008, 127〕。重要なのは、前述した総書記の国家主席兼任という新たな制度展開と、その背後にある常務委員会の権威強化への政治的意図である。こうした歴史的経緯と結果としての集団領導制の強化により、常務委員会と軍事委員会とでは議長の江沢民を取り巻く制度的条件が、ルールの内容と行動への期待の両面において根本的に異なっていたのである^(注16)。

いずれにせよ、江沢民の執政期を通じて集団領導制はそれを構成するすべての制度要素において一層具体化、明確化された。そして、こうした制度的曖昧さの減少は行動への予測を容易

にし、さらにその予測の実現が制度の行動的含意をより厳密にするという、制度の自己持続メカニズム (self-sustainable mechanism) の作用が観察された。こうして、集団領導制は安定期に入りつつあったものの、それは決して集団支配を弱体化させうる要因が消滅したことを意味するのではない。集団領導制の安定はそれに内在するもうひとつの問題を浮き彫りにしたからである。

4. 制度の確立 (2002~2012年) ——安定とその副産物——

次に検討するのは、胡錦濤が総書記に就任した2002年の第16期4中全会から2012年第18期党大会までの時期である。この時期は、前の時期に回復された集団領導制のルールが持続的に強化、確立されていく時期として捉えることができる。

各制度要素の発展の様相を概観してみよう。まず、意思決定の中核としての常務委員会の地位およびその内部の分業制度の持続と強化である。それは一面では常務委員の職務分布に宣伝系統と政法系統が追加されたことに示され (表1)、他面では、個人分業責任制度の「責任」の意味がより明確になったことに現れていた。とりわけ後者に関しては、2004年9月第16期4中全会を通った「党の執政能力建設に関する中共中央の決定」に、意思決定上の失策に対する責任追究制度が規定されたことが注目される。

次に、意思決定制度については、ルールのさらなる強化が行われ、集団意思の集約という点でいえば、胡錦濤執政期の常務委員会はひとつの頂点に達したと評することができる。それは、常務委員会における総書記の地位であり、江沢

民に付着していた「核心」という用語が使われなくなった。関連して、2003年末の全国組織工作会議の場で、常務委員で組織部長の曾慶紅は、「党委員会内において書記は『班長』であり、重大な問題は集団で決める」ことを明確にしたとされる [胡 2013, 142]。なお、数年間の党内議論を経て2004年1月に公布された「中国共産党党内監督条例 (試行)」は、「集団討論を経て決定すべき事項を、集団討論を経ず、また他の成員の意見を求めず少数の人が決定することは、緊急状況を除き、必ず主要責任者の責任を追究しなければならない」ことを定めた [中共中央文献研究室 2008, 67]。

一方、集団的権力継承のルールについては、党政高級幹部の任期制限に関する規定が一層具体化され、公式化されたことがまず挙げられる。2006年8月、党中央弁公庁は、幹部の昇進に関する3つの重要ファイルを発布している^(注17)。なかでも、「党政領導幹部の職務任期に関する暫定規定」では、党と国家の指導幹部は「同一職位の職務に2期 (1期は5年) 以上、同一レベルの職務に総計15年以上、在職することができない」ことを明確化した [中共中央弁公庁 2006]。李成によれば、これは前述した1982年憲法の任期規定が党幹部にも適用されることを初めて公式化した文献である [Li 2016, 83]。

なお、年齢制限については、江沢民時代に設けられた「先例」が定着し、さらに強化されるようになった。具体的には、2002年の党大会に際して中央組織部で定めた党中央委員任用のガイドラインに、既存委員の再選の場合は63歳、初選の場合は61歳を候補者年齢の上限とする規定がなされたことが指摘されている [Miller 2008; 寇 2013, 217; Li 2016, 89]。もっとも、

任期制限のような公式規定の存在は知られていないが、当該ルールはそれ以降の常務委員会に貫徹されている。その上、第18期党大会における胡錦濤の「全退」、すなわち党総書記と軍事委員会主席からの同時引退は、集団領導制の対象外とされていた軍事委員会にも関連ルールが及ぶようになったことを示す画期的な出来事である。現代中国政治において年齢制限の適用を受けない「聖域」はもはや存在しなくなったのである。

このように、胡錦濤執政期を通して、集団領導制は、各制度要素のさらなる細部化と、適用範囲の拡大により、確実に安定と確立の経路をたどっていた。江沢民期に生成された経路依存性の作用が如実に表れていたのである。

ところが、こうした集団領導制の安定は、それに内在するいくつかの構造的問題を浮き彫りにした。最大の問題は、1980年の鄧小平の表現を借りれば、「議論だけして決定しない」常務委員会への変質である。つまり、文化大革命の原因でも帰結でもある党委員会書記への過度な権力集中を防ぐために、集団領導制は必要だが、議論だけの会議政治に終わることも避けなければならない。しかし、その後の制度発展、とくに1990年代以降の集団意思決定の制度化はこうした会議政治の可能性を顕在化し、迅速で大胆な政策決定（および政策転換）を阻害する場面が、とりわけ胡錦濤執政期の後半に目立つようになった〔Shirk 2014, 407〕。

こうした傾向と緊密な関係をもっているのが、胡錦濤任期後半に表面化し始めた、中国政治における「利益集団」の台頭である。もちろんこの現象は社会における利益分化の現状を基盤とするものともいえるが、それが共産党内の政治

過程に急速に顕在化したのは、政策決定と実施の両面における分業制度の定着と強化の流れと無関係ではあるまい。そして、中央のエリートレベルで問題（認識）の深刻さを示したのが、政法系統すなわち法執行・強制機構を担当していた周永康に向けられた疑念であり、事態は後ほど周本人の逮捕と政法系統の降格により一段落したが、中央指導部に大きな衝撃を与えたことは容易に想像できる^(注18)。

要するに、胡錦濤執政期は、1980年代以来の集団領導制の制度的発展がひとつの頂点に達し、安定と確立の様相を著しく示しつつも、その結果として集団領導制の構造的問題が露呈され始めた時期であった。こうした集団領導制の経路依存性の強化とそれに内在する問題が顕在化する中で、習近平政権が発足する。

5. 制度の進化（2012年～現在）——集団領導制の崩壊？——

最後に、習近平政権が誕生した2012年第18期党大会から現在までの時期である。動いているターゲットの輪郭を掴み、かつその軌跡を測ることはもちろん容易でない。その実態が不明である場合はなおさらである。しかし、これまで考察してきた集団領導制の歴史的発展のプロセスに照らしてみれば、習近平執政下の集団支配の現状について一定の評価を与えることは可能であろう。

まず、常務委員会の制度的地位と活動に今のところ「異変」はみられない。活動の規則性では、会議の頻度において胡錦濤時代よりその回数が一層増えていることが報告されている〔Miller 2015, 7〕。また、常務委員の職務分布においても、上述した政法部門の脱落を除けば、

常務委員会の権威喪失を示唆するような重大な変化は生じていない。現在のところ、毛沢東時代のように常務委員会が活動を停止したわけでも、鄧小平時代のように最終意思決定権が別の機構に実質的に移転されたわけでもないことは、明らかである。

次に、集団的意思決定の現状はどうだろうか。議事録が読めない限り、内部の意思決定過程の具体的な様子は把握できない。だが、意思決定のルールや総書記の地位等について既存のルールに重大な修正が加えられた証拠は見当たらない。もっとも、常務委員会における総書記の位相については、周知の通り、胡錦濤時代に消えていた「核心」の称号が復活している。加えて、2016年10月、36年ぶりに改定、公布された「新形勢下の党内政治生活に関する若干の準則」では、1980年の原文件（前述）の継承を説きつつも、重点は明らかに集団領導から「党中央」の権威強化に移っており、集団決定のルール、とりわけ書記と委員間の平等さを強調する原文件の項目は姿を消している^(註19)。

最後に、集団的権力継承については、幹部任用の基準に関するルールのさらなる具体化が挙げられる。例えば、2002年の同名規定を改定して2014年1月に公表された「党政領導幹部の選抜任用工作条例」は、採用と昇進要件のさらなる明確化に加え、幹部任免に関する党委員会の意思決定の手続きと成立条件についてより一層細部化された規定をおいており、そこから裁量人事抑制への意図を読み取ることは容易である。具体的に、個人裁量が働きやすい「破格選抜」の要件と手続きが大幅に厳格化されたことは今回の改定のひとつの目玉である〔中共中央組織部 2014〕。

そして実際、習近平政権下の党と軍上層部の主要人事を観察すると、今のところ既存のルール違反の事例は報告されていない。とりわけ軍の人事に関していえば、人民解放軍指導部の若年化への傾向は、習近平執権以来さらに拍車がかかっている模様である〔Li 2016, 16〕。もっとも、実際に習近平と「個人的」に関係のある軍幹部に昇進が集中していることがよく指摘されるが、その点は、集団領導制の原理となんら矛盾することではない。重要なのは昇進候補の要件とプールが制度的にあらかじめ決められていることであり、選抜対象のプールが決められていることは党の人事も同様である^(註20)。

このように、本稿で提示した集団領導制の制度要素とその間の関係に即していえば、習近平政権下において集団領導制が突如として崩壊し、結果として中国政治が新たな個人独裁へのサイクルを始めている、という評価を与えることは難しい。とくに、過去40余年の集団領導制の制度展開に対するこれまでの考察に鑑みれば、中国のエリート政治の現状を毛沢東や鄧小平時代の再来に喩える近年の多くの言説が、いかに当時の歴史的状況への理解を欠いた非歴史的（ahistorical）な議論であるかは明らかである。

もちろん、冒頭で紹介した習近平執権後の「異変」、中でもとくに領導小組と委員会を冠した新たな政策調整機構の設置と、上述した習近平の核心性の強調は、それぞれ個人分業と集団決定のルールに対する実質的緩和策としてみなすこともできよう。しかしこうした「異変」をもたらした最大の原因は、すでに述べたように、胡錦濤政権後期に現れた政策展開の深刻な行き詰まりとそれに対する指導部内の懸念にあり、それは集団領導制の崩壊というよりは、むしろ

その内生的発展のひとつの帰結としてみるのが妥当であろう。

Ⅲ 議論——権威主義体制、 制度、時間——

では最後に、本稿の考察は、中国における集団支配の現状をよりの確に評価することとともに、広く権威主義体制における集団支配、ひいてはそれにもとづいた政治秩序のあり方を考える上でどのようなインプリケーションをもちうるのだろうか。具体的に、現代中国における集団領導制の制度的発展の分析は、権威主義諸国の政治制度に関する既存理論の改善にどのような貢献ができるだろうか。第Ⅰ節で提示した命題に関連付けて、次の2点を指摘しておきたい。

まず、集団支配の制度化の第1の要件として、ルールのもやもやの低減についてである。端的にいうと、中国の集団領導制は、制度的曖昧性の減少と制度の持続・強化の間に因果関係が存在することを裏付ける重要な事例となる。しかし同時に、現代中国の経験は、その背後にある因果メカニズムの性質について、既存研究とは異なる観察を提供する。つまり中国の事例は、ルールのもやもやや明確さはルールの公式性(formality)、すなわちそれがフォーマルな規定になっているかどうかという点には直接には関係しないことを明らかにしている。例えば、1982年の党規約は、常務委員の分担する職務権限について具体的な規定をもっており（つまり総書記、軍委主席、顧問委員会主席、中央紀律検査委員会主席は常務委員がそれを担当することを規定）、その意味で常務委員会の核心性を公式化している。だが、その後の制度展開がそれ

とはおよそ反対の方向をたどっていたのはすでに検討した通りである。要するに、ルールのもやもやを軽減させるのは、公式性の有無というよりは、慣行や規範を含む他の関連制度との補完性の増大と、その結果としての行動的含意の明確化であることを、中国の例は示している^(注21)。

第2に、集団支配のもうひとつの制度基盤をなしているルール遵守の誘引（構造）の生成についてである。この点について、現代中国はとりわけ興味深い観察を提供する。すでに述べたように、中国の公式の文件は、集団領導制の制度的実質を集団決定と個人分業の融合とみている。しかし、本稿の分析が示唆しているように、内部の職務分担と意思決定がルール通りに機能するには、常務委員会の権威と安定した権力継承の保証が必要となる。とくに後者に関連して、1980年代初めの幹部制度の抜本的改革を起点とする指導幹部養成の制度化は、集団支配の安定を妨げる権力継承の問題について、現代中国政治がたどり着いたひとつの解答である。こうした、旧ソ連のエリート政治に対するV・ラザレフの表現を借りれば、エリート内部の昇進契約(promotion contract)からくる制約と圧力にこそ、独裁者のコミットメント問題を緩和し、集団領導制の持続を支える中核的な制度基盤を見出すことができる[Lazarev 2005]。

こうしてみると、第Ⅰ節で取り上げた集団支配の制度化に関する既存研究の理論的知見に何が欠如しているかが明確になる。それは、制度的曖昧性の緩和であれ、ルールに従わせる誘引の生成であれ、それらの要因が実際に集団支配の作用に有効性を獲得するには、一定の「時間」が必要ということへの認識である。もちろんその時間とは、強い政治的意志を基盤とした

制度創出の瞬間と、制度と行動の相互作用による経路依存性の生成をその内容にしなければならない。要するに、現に中国における集団領導制の存続を支えているもっとも根源的基盤とは、本稿で考察を加えた改革開放以降40余年にわたる制度発展の歴史そのものなのである。

おわりに

以上、改革開放期における集団領導制の制度的展開を、その中核的な制度要素の変遷に焦点を当て検討してみた。歴史叙述の濃密さを基準に言えばあくまで概観に過ぎないものの、「なぜそのような軌跡をたどってきたのか」という肝心の問いに、理論的・実証的観点から一定の解答を提示しえたと考えられる。中国における集団領導制が、ソ連共産党の経験を参考しつつも、特有のプロセスを経ながら着実に制度化されてきたということは、本稿で展開した議論だけでも明らかであろう。すなわち、複数の制度要素の束として、いくつかの重大な時点を経つつ、補完的かつ蓄積的に発展してきた集団領導制が、習近平執政後に急に崩壊に向かっているとは、論理的にはともかく、実証的にもそれを主張することは難しい。

しかし、繰り返しになるが、集団支配の確立と安定は、それを中核とする権威主義政治の安定を自動的に保証するものではない。第I節の議論に話を戻せば、ローダーにとって、旧ソ連の共産党政権の崩壊は、個人独裁への変質ではなく、集団支配の確立がもたらした改革の困難に端を発していた。すなわち、集団支配の安定と上層部における力の均衡により、体制の刷新や政策の転換が遅延され、結果として社会の変

化にうまく適応できない状況が生じていたのである。こうした視点に立てば、最近の習近平への権限集中は、集団領導制の枠内での出来事であると同時に、それに内在する改革停滞の危険や体制の硬直性といった問題に対処するための方策として、あるいは「演出」されているのかもしれない。

(注1) こうした言説は、国内外、学界・言論界を問わず、習近平体制に焦点を当てた研究・著作に広範囲に観察することができる。学術研究ではないが、典型となる著作として、峯村 [2015], Lam [2015]。また、数少ない例外として、菱田・鈴木 [2016]、とくに第6章を参照。

(注2) 個人独裁のサブタイプは、研究者により異なるラベルで呼ばれている。典型的なものとして、個人主義 (personalist) [Geddes 1999]、(新) 世襲主義 (neo-patrimonial) [Brownlee 2002]、スルタン主義 (sultanistic) [Chehabi and Linz 1998] などが挙げられよう。

(注3) 一党制 (one-party systems) における権力の個人化の傾向は、S・ハンチントンがいち早く指摘している。しかしその傾向は、「革命」政権の成立「初期」に現れやすく、政権の革命的性質が薄れていき、また政治システムの公式化と制度化が進展するにつれ、低下していくものとされている [Huntington 1970, 7-11]。他方、個人独裁を権威主義政治の普遍的あるいは循環的傾向とみなす最近の論考として、Slater [2003] を参照。

(注4) 背後に含蓄されているのは、「ルールとしての制度」と「均衡としての制度」の相違である。後者の立場からすれば、人の行動を動機づけるのは根本的には、ルールそのものではなく、他の人々の行動への予測なり期待である。関連する近年の理論的論考として、North [2005]、Greif [2006]、Greif and Kingston [2011]、Guala [2016] を参照。

(注5)「集団領導制」は通称の集団指導体制と基本的な意味内容を異にしないが、ここでは中国における独自の制度展開に焦点を当てるといふ意図で中国の用語をそのまま用いることにする。

(注6)制度的補完性については、青木[2008第6章]を参照。例えば、中国国内でかなりの反響を呼んだ胡[2013]は、本稿同様、集団領導制をいくつかの制度要素に分解し、それぞれの歴史的展開をたどっている。しかしそこでは、各制度が独自の構造と成り立ちを有するものと捉えられており、その間にどのような相互関係があり、全体としての集団領導制の進化にどのような影響を与えているかについての分析を欠いている。

(注7)「三中全会」の画期性についての批判的考察については、『現代中国』第83号(2009年9月)の特集「78年画期説の再検討」の所収論文を参照。

(注8)この時期の政治状況についての簡潔な叙述として、高原・前田[2014]、とくに第1章を参照。

(注9)具体的には、党委での意思決定において「少数が多数に服従する原則」を厳格に遵守すること、書記と委員の関係は上下関係でなく、かつ書記は党委の中の平等な一員であること、を確認している。[中共中央文献研究室 2008, 125]。

(注10)当時の政治的状況は、スターリン死去直後のソ連における集団指導体制の再構築と類似している。[Mawdsley and White 2000]。

(注11)もちろん、1982年党規約の該当項目には、「書記処は政治局とその常務委員会の領導下で日常工作を行う」ことを明記しているが、その内実については、指導部内に顕著な見解の違いが存在していた。例えば、葉劍英「在党的十一届五中全会第一次會議上的講話」[中共中央文献研究室 1982, 388-390]と「胡喬木同志就党章修改問題答新華社記者問(1982年9月13日)」[中共中央党史研究室 2010, 171]を参照せよ。

(注12)権力継承の問題は、後継者の指名後は、独裁者と後継者の間の不信を増大する結果をもたらす。

(注13)なお、党委員会における集団討議と表決の対象になる重要問題は、江沢民は「重要な政策、重要な幹部の任免、重要なプロジェクト、そして大額の資金の使用」(いわゆる「三重一大」)としてさらに具体化されている[『人民日報』1996年3月1日]。

(注14)もちろんこれは鄧小平が並外れた独裁者であったことを意味しない。後継者の養成を通じて自らの好む政策路線を確立させようとする試みは、政策の内容こそ違え、文化大革命を通して毛沢東が追求しつづけた目標であったからである。

(注15)こうした制度重視の姿勢はしかし、権力の座についたばかりの新しい指導者に共通してみられる行動様式である。関連して想起されるのは、上述した1981年の「党と国家領導制度の改革」に示された鄧小平の制度への執着である。

(注16)ここでは踏み込んで議論しないが、軍事委員会は独自の歴史的経緯にもとづいた特有の意思決定の仕組みを有している。習近平執政期になって改めて強調されている通り、軍事委員会は「主席責任制」を採用しており、常務委員会のそれと組織原理を異にしている。[総政治部組織部 2002; 寇 2011]。

(注17)3つの文件とは、「党政領導幹部職務任期に関する暫定規定」、「党政領導幹部交流工作に関する規定」、「党政領導幹部任用回避に関する規定」である。

(注18)もちろんこの点で、最大の強制機構は当然軍隊であるが、江沢民執政期に軍隊幹部の常務委員会入りは払拭されたことの意味は極めて大きい。

(注19)「關於新形勢下党内政治生活的若干準則」(2016年10月28日)。

(注20)中国共産党の後継幹部要請の制度化については、Tsai and Kou[2015, 1-20]を参照。

(注21)関連した中国の初期的研究として周・

谷・宋 [2014] を参照。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 青木昌彦 2008. 『比較制度分析序説——経済システムの進化と多元性——』講談社.
- 高原明生・前田宏子 2014. 『シリーズ中国近現代史⑤ 開発主義の時代へ——1972-2014——』岩波書店.
- 菱田雅晴・鈴木隆 2016. 『超大国・中国のゆくえ 3 共産党とガバナンス』東京大学出版会.
- 峯村健司 2015. 『十三億分の一の男——中国皇帝を巡る人類最大の権力闘争——』小学館.
- 毛里和子 1993. 『現代中国政治』名古屋大学出版会.

〈英語文献〉

- Baum, Richard 1997. "The Road to Tiananmen: Chinese Politics in the 1980s." in *The Politics of China: The Eras of Mao and Deng*. ed. Roderick MacFarquhar. New York: Cambridge University Press.
- Brownlee, Jason 2002. "... And Yet They Persist: Explaining Survival and Transition in Neopatrimonial Regimes." *Studies in Comparative International Development* 37 (3): 35-63.
- Capocchia, Giovanni and R. Daniel Kelemen 2007. "The Study of Critical Junctures: Theory, Narrative, and Counterfactuals in Historical Institutionalism." *World Politics* 59(3): 341-369.
- Chehabi H. E. and Juan J. Linz 1998. *Sultanistic Regimes*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Geddes, Barbara 1999. "What Do We Know about Democratization after Twenty Years?" *Annual Review of Political Science* (2): 115-144.
- Greif, Avner 2006. *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. New York: Cambridge University Press.
- Greif, Avner and Christopher Kingston. 2011. "Institutions: Rules or Equilibria?" in *Political Economy of Institutions, Democracy and Voting*. eds. N. Schofield and G. Caballero. Berlin: Springer.
- Guala, Francesco 2016. *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*. Princeton: Princeton University Press.
- Harding, Harry 1987. *China's Second Revolution: Reform after Mao*. Washington D.C.: The Brookings Institution.
- Huang, Jing 2008. "Institutionalization of Political Succession in China: Progress and Implications." in *China's Changing Political Landscape: Prospect for Democracy*. ed. Cheng Li. Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- Huntington, Samuel P. 1970. "Social and Institutional Dynamics of One-Party Systems." in *Authoritarian Politics in Modern Society: the Dynamics of Established One-Party Systems*. eds. Samuel P. Huntington and Clement H. Moore. New York: Basic Books.
- Lam, Willy Wo-Lap 2015. *Chinese Politics in the Era of Xi Jinping: Renaissance, Reform, or Retrogression?* New York: Routledge.
- Lazarev, Valery 2005. "Economics of One-Party State: Promotion Incentives and Support for the Soviet Regime." *Comparative Economic Studies* 47 (2): 346-363.
- Li, Cheng 2015. "Promoting 'Young Guards': The Recent High Turnover in the PLA Leadership (Part I: Purges and Reshuffles)" *China Leadership Monitor* (48): 1-14
- 2016. *Chinese Politics in the Xi Jinping*

- Era: Reassessing Collective Leadership*. Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- Magaloni, Beatriz 2008. "Credible Power-Sharing and the Longevity of Authoritarian Rule." *Comparative Political Studies* 41(4-5): 715-741.
- Magaloni, Beatriz and Ruth Kricheli 2010. "Political Order and One-Party Rule." *Annual Review of Political Science* (13): 123-143.
- Mahoney, James and Kathleen Thelen eds. 2009. *Explaining Institutional Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Manion, Melanie 1993. *Retirement of Revolutionaries in China: Public Policies, Social Norms, Private Interests*. Princeton: Princeton University Press.
- Mawdsley, Evan and Stephen White 2000. *The Soviet Elite from Lenin to Gorbachev: The Central Committee and Its Members, 1917-1991*. New York: Oxford University Press.
- Miller, Alice L. 2008. "Institutionalization and the Changing Dynamics of Chinese Leadership Politics." in *China's Changing Political Landscape: Prospect for Democracy*. ed. Cheng Li. Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- 2015. "Politburo Processes under Xi Jinping." *China Leadership Monitor* (47): 1-13.
- Moe, Terry M. 2006. "Power and Political Institutions" in *Rethinking Political Institutions: The Art of the State*. eds. Ian Shapiro, Stephen Skowronek and Daniel Galvin. New York: New York University Press.
- Nathan, Andrew J. 2003. "China's Changing of the Guard: Authoritarian Resilience." *Journal of Democracy* 14(1): 6-17.
- North, Douglass C. 2005. *Understanding the Process of Economic Change*. Princeton: Princeton University Press.
- Page, Scott E. 2006. "Path Dependence." *Quarterly Journal of Political Science* 1(1): 87-115.
- Pierson, Paul 2004. *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*. Princeton: Princeton University Press.
- Roeder, Philip G. 1993. *Red Sunset: The Failure of Soviet Politics*. Princeton: Princeton University Press.
- Shirk, Susan 2014. "The Domestic Context of Chinese Foreign Security Policies." in *The Oxford Handbook of the International Relations of Asia*. eds. Saadia Pekkanen, John Ravenhill and Rosemary Foot. Oxford: Oxford University Press.
- Slater, Dan 2003. "Iron Cage in an Iron Fist: Authoritarian Institutions and the Personalization of Power in Malaysia." *Comparative Politics* 36(1): 81-101.
- Svolik, Milan W. 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*. New York: Cambridge University Press.
- Tsai, Wen-Hsuan and Chien-Wen Kou 2015. "The Party's Disciples: CCP Reserve Cadres and the Perpetuation of a Resilient Authoritarian Regime." *The China Quarterly* (221): 1-20.
- Vogel, Ezra F. 2011. *Deng Xiaoping and the Transformation of China*. Cambridge: Harvard University Press.
- 〈中国語文献〉
- 王春玺 2008. 「鄧小平对建立中央集体領導体制框架的貢獻」『党的文献』(5): 54-58.
- 夏利彪編写 2016. 『中国共产党党章及歷次修正文本彙編』法律出版社.
- 寇健文 2011. 「1987年以後解放軍領導人的政治流動——專業化與制度化的影響——」『中國大陸研究』54(2): 1-34.
- 2013. 『中共精英政治的演變——制度化与權力轉移 1978-2010 (第三版)——』五南圖書出版.
- 胡鞍鋼 2013. 『中国集体領導体制』中国人民大学

- 出版社.
- 総政治部組織部 2002. 『中華人民解放軍組織工作大事記 1927-1999』解放軍出版社.
- 中共中央組織部研究室編 1993. 『党的組織工作大事記 1978-1988』北京大学出版社.
- 1999. 『党的組織工作大事記 1993-1997』(内部発行)党建読物出版社.
- 中共中央組織部編 2014. 『2014 党政領導幹部選拔任用工作条例補導』党建読物出版社.
- 中共中央党史研究室 2010. 『中国共産党新時期歴史大事記』中共党史出版社.
- 中共中央文献研究室編 1982. 『三中全会以来重要文献選編(上)』人民出版社.
- 2008. 『改革開放三十年重要文献選編(上・下)』中央文献出版社.
- 中共中央弁公庁 2006. 「党政領導幹部職務任期に関する暫定規定」(8月7日)
- 鄧小平 1993. 『鄧小平文選』人民出版社.
- 楊光斌 2003. 『中国政府与政治導論』中国人民大学出版社.
- 楊留記・袁俊宏 1991. 「党的集体領導制度的形成与發展」『中共党史研究』(4): 77-88.
- 周敬青・谷宇・宋薇 2014. 『党内非正式制度研究——審思党内潜規則——』中央編訳出版社.
- (青山学院大学国際政治経済学部准教授, 2017年4月13日受領, 2017年7月21日レフェリーの審査を経て掲載決定)

Abstract

Institutional Analysis of Collective Leadership in China: Authoritarian Politics, Institutions, and Time

Jaehwan Lim

Drawing on theoretical insights from the growing literature on comparative authoritarianism, this paper aims to explain the institutional evolution of the Chinese collective leadership system (*Jituan lingdao zhi* 集團領導制) and offer a fresh, alternative assessment of the current state of Chinese leadership politics. By doing so, this paper also seeks to shed a new light on the extant discussion regarding the conditions under which collective rule arises and endures in authoritarian politics.

Previous studies of collective leadership in China have mainly focused either on the preference and strategy of individual leaders or on structural shifts in the composition and attributes of the political elite. While attempting to synthesize the earlier explanations, this paper seeks to identify the institutional foundation of collective leadership in China and explore how it has evolved over time under the influence of both leaders' strategic choices and the gradual yet broad transformation in the composition of the political elite.

In summary, this paper argues that the collective leadership system in China, bolstered both by the political will to avoid a personal dictatorship and constant institutional reforms in the cadre management system, has managed to endogenously generate a self-sustaining mechanism for its stable operation. Understanding the institutional development of the collective leadership system in China will provide a nuanced perspective into the role of institutions in shaping the political order of authoritarian regimes.